

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度
計画主体	御宿町

御宿町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 御宿町役場産業観光課
所在地 千葉県夷隅郡御宿町須賀 1 5 2 2
電話番号 0 4 7 0 - 6 8 - 2 5 1 3
F A X 番号 0 4 7 0 - 6 8 - 3 2 9 3
メールアドレス nousuika@town-onjuku.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル(アカゲザル、交雑種を含む)・ハクビシン・アライグマ・キョン・タヌキ・カラス
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	千葉県夷隅郡御宿町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稻、豆類、野菜類、いも類、タケノコ	4,277千円 7.6ha
ニホンジカ	豆類、野菜類	126千円 0.2ha
ニホンザル	豆類、果樹、野菜類、いも類	19千円 0.1ha
ハクビシン	果樹、野菜類	17千円 0.1ha
アライグマ	水稻、果樹、野菜類、いも類	500千円 0.5ha
キョン	豆類、果樹、野菜類	858千円 1.2ha
タヌキ	野菜類	15千円 0.1ha
カラス	水稻、豆類、果樹、野菜類	51千円 0.1ha

嘆願書集水樹設置

(2) 被害の傾向

<p>イノシシ</p> <p>年間を通して被害が発生している。2月から4月には竹林(筍)の掘り返しによる被害。また、8月から9月に水稻、7月から9月にイモ類や野菜の被害を受けている。被害区域は町内全域に及ぶが、特に山間地域である七本、実谷、上布施地区の被害が増加傾向にある。</p> <p>近年は一般住宅地域等の法面や道路脇の掘り返し被害が増加している。</p> <p>ニホンジカ</p> <p>年間を通して被害が発生しており、水稻、畑作物、果樹が被害を受けている。被害場所は町内全域の林縁部。</p> <p>ニホンザル(アカゲザル、交雑種を含む)</p> <p>山間部及び沿岸部の一部で目撃されていたが、近年、住宅地域付近でも目撃されるようになってきている。果樹や畑作物の被害が多い。</p>

<p>ハクビシン 年間を通して被害が発生しており、畑作物、果樹が被害を受けている。被害場所は町内全域。近年では生息数の減少により被害が縮小してきている。</p> <p>アライグマ 年間を通して被害が発生しており、水稲、畑作物、果樹が被害を受けている。被害場所は町内全域。</p> <p>キョン 年間を通して被害が発生しており、畑作物、果樹の葉が被害を受けている。被害場所は町内全域で、大幅な増加傾向にある。</p> <p>タヌキ 年間を通して被害が発生しており、畑作物が被害を受けている。被害場所は町内全域。</p> <p>カラス 年間を通して被害が発生しており、水稲、畑作物、果樹が被害を受けている。被害場所は町内全域だが、特に中山間地域の被害が多い。</p>

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和4年度）	目標値（令和7年度）
イノシシ	4,277千円 7.6ha	2,994千円 5.3ha
ニホンジカ	126千円 0.2ha	88千円 0.1ha
ニホンザル	19千円 0.1ha	13千円 0.1ha
ハクビシン	17千円 0.1ha	12千円 0.1ha
アライグマ	500千円 0.5ha	350千円 0.2ha
キョン	858千円 1.2ha	600千円 0.8ha
タヌキ	15千円 0.1ha	11千円 0.1ha
カラス	51千円 0.1ha	36千円 0.1ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>御宿町有害鳥獣捕獲従事者を中心にわなによる捕獲を実施。捕獲鳥獣の処理方法は、捕獲現地埋設処理又は清掃センターでの焼却処理。</p> <p style="text-align: center;">※大型獣用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度 箱わな148基 ・令和2年度 箱わな141基 ・令和3年度 箱わな145基 	<p>捕獲従事者の高齢化及び従事者数が少ないことから、担い手の確保・育成。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業及び御宿町の御宿町獣害防護柵購入費助成事業補助金を活用して設置。簡易電気柵等の防護柵設置、資材購入補助を実施した。維持管理については、集落又は設置者で行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度 物理柵 868m 電気柵 571m ・令和2年度 物理柵 882m 電気柵 6,538m ・令和3年度 物理柵 150m 電気柵 1,462m 	<p>過去に設置した物理柵の老朽化に伴い、修繕等の経費がかかる。簡易電気柵設置について、御宿町の購入費補助事業も含め広域での防護柵の設置を進める。また、設置後の維持・安全管理についても啓発する。</p>

(5) 今後の取組方針

わなによる捕獲を行い有害獣の個体数の削減、また防護柵等による農作物の被害防止など総合的に取組む必要がある。

捕獲については、被害の発生している農地付近の山林を中心に捕獲従事者が実施する。また、わな等を各従事者が管理する。

捕獲従事者については、わな免許取得に係る試験及び講習会費の全額補助を行い、農地所有者等にわな免許取得を推進する。

防護については、国の補助事業等を活用し多くの関係者でまとめ、効率的な設置方法、適正な維持管理の指導を推進するとともに国の制度を活用できない場所については、御宿町獣害防護柵購入費助成事業補助金を活用して整備を進める。

その他、捕獲・駆除が困難な場合、地域住民と共に追い払いや緩衝地帯を設ける等の地域整備を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

夷隅郡市猟友会・御宿町捕獲従事者による捕獲を進めると共に、狩猟免許所持者による捕獲を実施していく。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ キョン タヌキ カラス	被害状況・出没状況などを踏まえ捕獲わな等の設置場所の変更を行い、より効率的に捕獲の強化を図る。 また、農地所有者等にわな免許の取得を推進し担い手の育成確保を図ると共に追い払いや緩衝帯の整備など地域住民と協力して被害の軽減に努める。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
過去の捕獲実績、目撃情報及び被害地域からの聞き取り等に基づき設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	400頭	400頭	400頭
ニホンジカ	50頭	50頭	50頭
ニホンザル	10頭	10頭	10頭
ハクビシン	50頭	50頭	50頭
アライグマ	150頭	150頭	150頭
キョン	500頭	500頭	500頭
タヌキ	50頭	50頭	50頭
カラス	20羽	20羽	20羽

捕獲等の取組内容
基本的に被害のある農地の周辺や獣の通り道となっている場所、目撃情報を基に、箱わなやくくりわなを重点的に設置し、捕獲強化を図るとともに、御宿町全域において捕獲を通年実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	被害状況の推移を確認しつつ、許可権限委譲について検討を進める。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ・ニホンジカ・キョン ハクビシン・アライグマ・タヌキ	電気柵 2,500m 物理柵 500m	電気柵 2,500m 物理柵 500m	電気柵 2,500m 物理柵 500m

(2) その他被害防止に関する取組

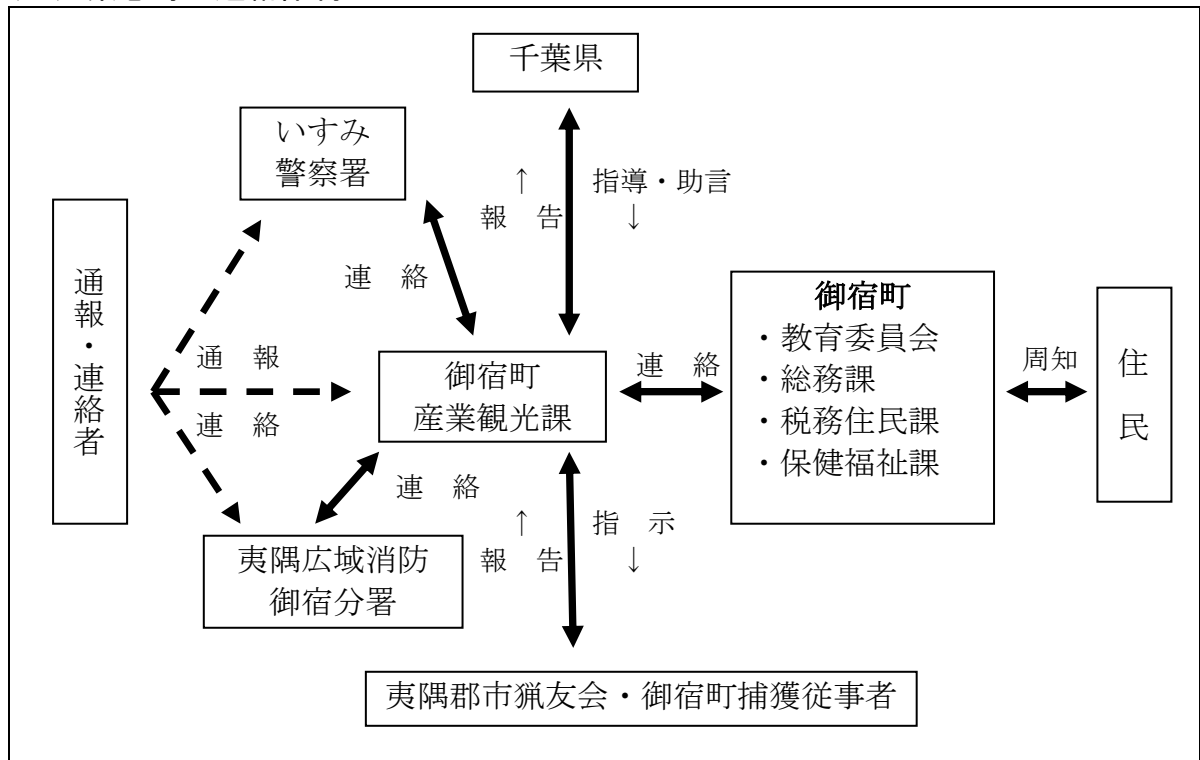
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 ～ 令和7年度	イノシシ、ニホンジカ、キョン、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、カラス、ニホンザル	里山の整備や遊休農地の解消を推進して、農家が自己防衛意識を向上させ、有害鳥獣が出没しない環境づくりを実施し、被害防止に努める。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれのある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役割
千葉県夷隅地域振興事務所	情報提供及び御宿町への指導・助言
いすみ警察署	御宿町及び周辺住民の安全対策の実施
夷隅広域消防御宿分署	住民の救助、医療機関への搬送
御宿町産業観光課	緊急時の窓口、連絡調整、
御宿町教育委員会	児童・生徒の避難、安全対策の実施
御宿町総務課	住民の避難、安全対策の実施、消防団等への動員連絡
御宿町税務住民課	住民の避難、安全対策の実施
御宿町保健福祉課	園児の避難、安全対策の実施
夷隅郡市猟友会・御宿町捕獲従事者	緊急捕獲・捕獲の実施

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象獣の処理に関する事項

基本的には、御宿町直営の清掃センターでの焼却処理又は捕獲現場での埋設処理を行う。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲頭数及び有効利用可能頭数が加工施設の安定的な稼働頭数に満たないことから、近隣の加工施設への搬入などの検討を進める。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	御宿町有害鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
区長	被害情報の提供
御宿町農業委員会	被害情報の提供
御宿町農家組合長	被害情報の提供
夷隅郡市猟友会・御宿町捕獲従事者	有害鳥獣の捕獲実施
いすみ農業協同組合	被害情報の提供
わかしお農業共済組合	被害情報の提供
産業観光課	被害実態調査及び連絡調整

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
千葉県野生獣対策本部	情報提供
夷隅地域振興事務所	捕獲許可、捕獲に係る指導
夷隅農業事務所	防護柵設置に係る指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

近隣の状況を踏まえながら、現捕獲従事者を中心とした体制構築を関係団体及び関係機関と検討を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

隣接する他市町の協議会及び、千葉県と情報交換等の連携を図る。
地域全体での被害防止に対する意識の向上。
住宅地域等への出没及び被害について、関係部署と協力して対応を図る。

